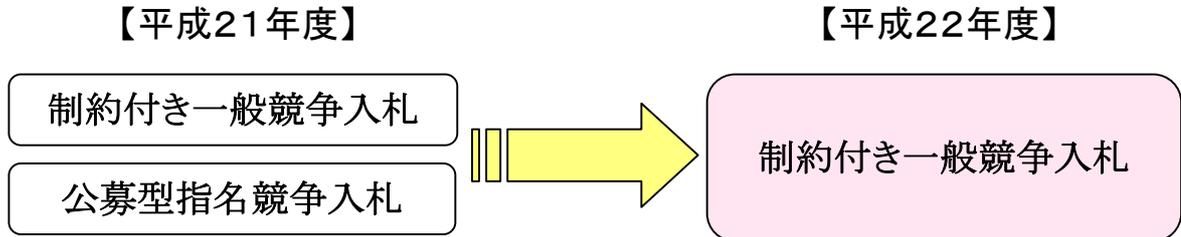


平成22年度 役務契約に関する制度改正について

制約付き一般競争入札の拡充等の実施(平成22年4月実施)

1. 公募型指名競争入札から制約付き一般競争入札へ統一

これまで、建設コンサルタント・印刷物等は公募型指名競争入札で、建物管理・樹木管理等については制約付き一般競争入札で実施していましたが、今後は、原則、制約付き一般競争入札に統一します。



※公募型指名競争入札は、必要と認めた業務のみ実施

2. 適用範囲の拡大

適用範囲を、予定価格800万円以上から600万円以上に拡大します。

※低入札価格調査制度の適用範囲も、予定価格600万円以上とします。

3. 事後審査方式の導入

制約付き一般競争入札の適用範囲を拡大することに伴い、事後審査方式を導入します。

事後審査方式とは、入札の結果、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、その者についてのみ資格審査等を行い、資格を有すると認めた場合は、その者を落札者とする方式です。その者が資格要件等を欠いていた場合は失格とし、次に安い価格で入札した者について、改めて資格審査を行い、落札者を決定することとなります。

